

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:流域政策局)

1 施設名		大津港公共港湾施設（マリーナ施設を除く）										
2 施設の概要		敷地面積 7.18ha 施設内容 旅客ターミナルビル、旅客船桟橋、臨港道路、歩行者用道路、物揚場、港湾業務用地、シンボル緑地、修景緑地 等										
3 募集概要		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">募集方法</td> <td>公募</td> </tr> <tr> <td>募集要項配布期間</td> <td>平成30年8月28日 ~ 平成30年9月28日</td> </tr> <tr> <td>申請受付期間</td> <td>平成30年9月27日 ~ 平成30年9月28日</td> </tr> </table>		募集方法	公募	募集要項配布期間	平成30年8月28日 ~ 平成30年9月28日	申請受付期間	平成30年9月27日 ~ 平成30年9月28日			
募集方法	公募											
募集要項配布期間	平成30年8月28日 ~ 平成30年9月28日											
申請受付期間	平成30年9月27日 ~ 平成30年9月28日											
4 応募状況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">申 請 者</th> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">所在地</th> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">大津市浜大津五丁目1 - 1</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">琵琶湖汽船株式会社</td> </tr> </tbody> </table>		申 請 者	グループの構成 (グループ申請の場合)		所在地	名 称		大津市浜大津五丁目1 - 1	琵琶湖汽船株式会社	
申 請 者	グループの構成 (グループ申請の場合)											
所在地	名 称											
大津市浜大津五丁目1 - 1	琵琶湖汽船株式会社											
5 審査方式		<p>合計1者</p> <p>滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、選定基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。</p>										
審査の概要および結果		<p>※立命館大学経営学部教授 石崎 祥之 大津市未来まちづくり部部長 玉井 義文 立命館大学スポーツ健康科学部教授 長積 仁 国土交通省近畿地方整備局港湾空港部港湾企画官 平井 洋次 公認会計士 森田 淳一</p>										
6 審査基準		別紙参照										

審査経過		平成30年7月23日 第1回土木交通部指定管理者選定委員会 都市公園部会・公共港湾部会 合同開催 (指定管理者募集要項および審査基準について検討) 平成30年8月28日～平成30年9月28日 募集要項の配布 平成30年9月27日～平成30年9月28日 申請受付(申請者1者) 平成30年9月7日 第2回土木交通部指定管理者選定委員会 公共港湾部会 (現地説明) 平成30年10月4日 第3回土木交通部指定管理者選定委員会 都市公園部会・公共港湾部会 合同開催 (財務状況の審査) 平成30年10月12日 第3回土木交通部指定管理者選定委員会 公共港湾部会 (事業計画のヒアリング) 平成30年10月26日 第4回土木交通部指定管理者選定委員会 公共港湾部会 (審査基準の採点結果に基づき指定管理者候補者選定)																																
審査結果	指定管理者の候補者	琵琶湖汽船株式会社																																
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1 (配点40点)</th><th>選定基準2 (配点170点)</th><th>選定基準3 (配点140点)</th><th>選定基準4 (配点150点)</th><th>合計 (配点500点)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琵琶湖汽船 株式会社</td><td>28.0</td><td>110.4</td><td>77.2</td><td>103.6</td><td>319.2</td></tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (500点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琵琶湖汽船 株式会社</td><td>416.0</td><td>304.0</td><td>274.0</td><td>294.0</td><td>308.0</td><td>1,596.0</td><td>319.2</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琵琶湖汽船株式会社</td><td>147,195,000円</td></tr> </tbody> </table>	申請者	選定基準1 (配点40点)	選定基準2 (配点170点)	選定基準3 (配点140点)	選定基準4 (配点150点)	合計 (配点500点)	琵琶湖汽船 株式会社	28.0	110.4	77.2	103.6	319.2	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	琵琶湖汽船 株式会社	416.0	304.0	274.0	294.0	308.0	1,596.0	319.2	申請者	提示額	琵琶湖汽船株式会社	147,195,000円
申請者	選定基準1 (配点40点)	選定基準2 (配点170点)	選定基準3 (配点140点)	選定基準4 (配点150点)	合計 (配点500点)																													
琵琶湖汽船 株式会社	28.0	110.4	77.2	103.6	319.2																													
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																											
琵琶湖汽船 株式会社	416.0	304.0	274.0	294.0	308.0	1,596.0	319.2																											
申請者	提示額																																	
琵琶湖汽船株式会社	147,195,000円																																	

【選定理由】

- ・県民の公平な利用の確保（選定基準1）については、実績もあり、大津港の設置目的にふさわしく、施設の使用許可の手続きの考え方も適切であると評価された。
- ・施設の効用の最大化（選定基準2）については、港湾施設の特性・課題の理解、利用料金の設定、利用者への対応の点で、適切であると評価された。
- ・施設の管理に係る経費の縮減（選定基準3）については、必要な経費が適正に見積もられていると評価された。
- ・管理を安定して行う能力（選定基準4）については、職員体制、必要な資格を備えた職員の配置、施設の運営実績、災害時の対応等が適切であると評価された。

【指定管理者選定委員会の概要】

- ・申請者からの事業計画書の提出を求めるにあたっては、審査のポイントを明確に提示する必要がある。
- ・現地説明においては、周辺環境も含め施設の状況を確認することが出来た。
- ・ヒアリングにおいては、各申請者からの事業計画の内容や体制について安定的に運営できることを確認することが出来た。
- ・親会社の財務面における支援方針から財務状況についても問題ないと判断された。
- ・過去の実績からも申請者の施設管理能力については問題ない。

上記の結果、琵琶湖汽船株式会社を指定管理者の候補者として選定した。

評価視点1：利用者数の増加につながる提案であるか(募集テーマ1関連)

評価視点2：教育・レクリエーション、地域連携、防災拠点など、様々なニーズに対応した提案であるか(募集テーマ2、4関連)

評価視点3：経費節減に配慮しつつ、効率的・効果的な施設管理を実施する計画となっているか(募集テーマ3関連)

選定基準 (条例第19条第2項)	審査項目	審査内容 ※数字は様式集の様式3事業計画書の項目を示す。	確認する書類	細分配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るために具体的な手法および期待される効果	・設置目的にふさわしいか ・施設利用の公平性が確保されているか ・施設の使用許可の手続きの考え方は適切か	2 2 2	・事業計画書 (2 基本方針等) (4 サービスの向上) (5 施設の安全管理) (6 利用者への対応) (7 利用促進策、利用者増への取り組み) (9 収支計画書) (10 利用料金に関する考え方) (13 委託業務内容)	10 10 20 40
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させることであること(2号)	・施設の効用発揮	・港湾施設の特性と課題を理解しているか ・管理運営目標の達成に向けた取り組みは適切か ・施設の効用発揮が期待できる具体的な提案があるか	3 3 3	・事業計画書 (3 実施計画) (4 サービスの向上) (5 施設の安全管理) (6 利用者への対応) (7 利用促進策、利用者増への取り組み) (9 収支計画書) (10 利用料金に関する考え方) (13 委託業務内容)	10 10 30 50
	・利用者の増加を図るために具体的な手法および期待される効果	・利用促進方策は適切か ・年間の広報計画の内容は適切か ・地域との連携策が図られているか	7 7 7		20 10 20 40
	・サービス向上を図るために具体的な手法および期待される効果	・全体的に施設の設備・機能を活用した内容となっているか ・利用料金の設定は適切か ・利用者への対応は適切か(要望処理、苦情処理)	4 4, 9, 10 6		10 10 20 40
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施内容が事業計画書で満足されているか ・施設管理、安全管理は適切か	3, 13 5		10 20 30
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(3号)	・施設の管理に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか ・維持管理は効率的に計画されているか ・必要な経費を見積もっているか ・管理運営費の縮減に取り組み提案となっているか ※過去5か年の管理運営経費と比べてどの程度下回っているか	9, 10 3, 12, 13 9, 10 9,, 10	・事業計画書 (3 実施計画) (9 収支計画書) (10 利用料金に関する考え方) (12 人員配置計画等) (13 委託業務内容)	30 20 10 30 - 90
	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・自主事業の収支が適切に計画されているか ・収支計画の実現性はあるか	9, 10 9, 10 9, 10		20 10 20 50
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号)	・安定的な運営が可能となる人材的能力	・職員体制は十分か(緊急時のバックアップ体制等) ・職員の指導育成、研修体制は十分か ・業務に必要な資格を備えた職員を配置できるか ・諸規定(就業、給与、決裁、会計等)は整備されているか	1, 11, 12, 14 12, 15 12 16	・事業計画書 (1 法人等の概要及び職員の状況等) (2 基本方針等) (8 過去の事業実績) (11 人員体制) (12 人員配置計画等) (14 緊急時の体制及び対策・防災対策) (15 人材の育成計画) (16 諸規定の整備) (17 環境への配慮) (18 円滑な業務引継に向けての計画) (19 特記事項)	10 10 10 10 40
	・安定的な運営が可能となる経営的基盤	・当該施設の業務を安定確実に行える経営規模を有しているか ・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か		・団体等の定款等 ・法人の登記事項証明書 ・法人等の決算関係書類 ・法人等の予算関係書類 ・団体概要書 ・役員名簿 ・納税証明書等	10 10 20 10 40
	・類似施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか	8		10 10
	・その他適切な運営を行なうための能力(災害対策等)	・災害や異常気象時に適切に対応できるか ・県の地域防災計画等に基づき、災害時に防災拠点としての対応ができるか ・自己評価、モニタリングに対する取り組み状況はどうか ・環境への配慮がされているか ・円滑な事務引継が可能か ・柔軟な考え方での取り組みの姿勢があるか	14 14 2 17 18 19		10 10 10 10 10 60

500 500

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2施設の効用の最大化」、「3経費の縮減に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。